原発賠償京都訴訟のこれまでのあゆみをご紹介します。

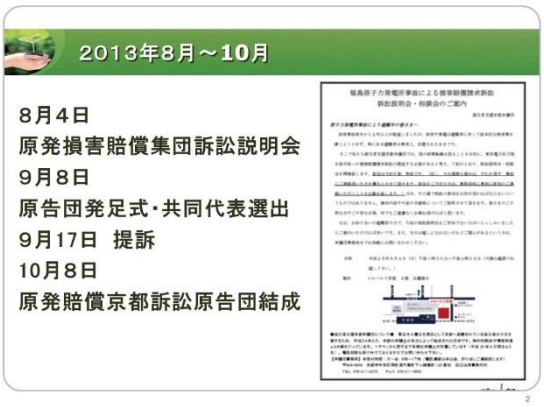

「集団訴訟説明会」を被災者支援弁護団が呼び掛け、それを受けて支援する会事務局の前身となる「うつくしま☆ふくしま in 京都」が支援の動きを開始しました。

2013 年 9 月 17 日
原発賠償京都訴訟原告団が 33 世帯 91 名で「第一次提訴」をしました。
プラカードを握り締め、街中を歩きながら「何故、ただ普通の主婦だった私が裁判をしなくちゃならなくなったんだろう？！」と、とても辛くて悲しくて悔しい気持ちが心の底から込み上げてきたのを今でも忘れられません。

2013 年 10 月 20 日
「京都原告団を支援する会結成集会」では、元双葉町町長の井戸川克隆さんの講演会を開催しました。

	2014年2月7日 「第一回口頭弁論」福島さんに法廷を再現して頂きます。 【福島さん】 「私と一人の人間として向き合ってください。幼い子供たちを守るために避難をせざるを得なかったこと、そして、幼い子供までもが、国と東電を相手取る訴訟の原告とならざるを得ないというこの悲しい現実にどうか目を向けてください。私たち原告一人一人の命とご自身の命で、向き合ってください。」
	2014年3月7日 「第二次提訴」で20世帯53名が新たに原告団に加わりました。
	４月支援する会の会報「原告と共に」No.1が発行されました。 【堀江さん】 「支援する会スタッフ、そして原告の堀江です。いつもありがとうございます。会報紙とチラシは、事務局の上野さん編集のもと、私が作成しております。でも、始まった頃は、私の娘も手伝ってくれていまして、編集会議という名の3人の飲み会をしたこともありました。今回が21号になりますが、これまで定期的なもののほか、特別号や号外など、その時々に皆さんにお届けしたい内容が盛り込まれたものを作ってきました。順を追って読んでいくと、これまでの裁判の流れやどんな活動をしてきたのかが、とてもよくわかる内容になっています。振り返りや記録としても、作成してきて良かったと思っています。ぜひ、ご覧ください。」

	8 月 3 日 「原発賠償訴訟を闘う原告・支援者全国交流会」が、京都の原告共同代表と支援する会事務局長の呼び掛けにより、大阪で開催されました。東京、神奈川、岡山、大阪、兵庫、から集まった各地の訴訟団が、情報交換やそれぞれの訴訟団の良い点や問題点を共有しました。東京訴訟のサポーターである山根さんは「この交流会で一番教えられた事は、原告が前に出た裁判闘争の大切さでした。」と感想を寄せて下さいました。
	8 月 5 日～6 日 広島で行われた「原水爆禁止世界大会の分科会に参加」しました。 【高木さん】 「原爆投下から 69 年後、私は広島の地に立つ事ができました。悲惨な状況を想像すると胸が痛みました。私が参加した分科会では、健康手帳の配布は被害を認めさせるために必要である事を聞かされました。永きに渡って闘っている被爆者のお一人から、私達に「あなたたちは被ばくしたことを自覚し覚悟を持って裁判に臨んでください」とお話しがありました。参加した一同はそれぞれの思いと決意を胸に広島を後にしました。」
	10 月 12 日 「原発賠償近畿訴訟団第一回交流会」開催 【奥森さん】 「弁護団は早くから全国的な連絡会がスタートしており、近畿の３訴訟の連携も緊密でした。しかし、原告も支援者も全国的なつながりもなければ、近畿のつながりも希薄でした。2014 年 8 月に京都が呼びかけ大阪市内で開催された「原告・支援者全国交流会」は、関西圏はもとより、東京、神奈川、千葉、岡山からの参加があり、裁判を進めていく上での有意義な交流となり、継続した交流の必要性を痛感しました。そこで、遅れていた関西訴訟の弁論開始を受けて、2014 年 10 月に「近畿訴訟団交流会」をスタートさせました。初回は京都がホストとなり、その後半年に１度のペースで交流会が継続開催されています。こうして、原告や支援者の交流が深まり、京都、大阪、神戸の「３都物語」が発展しています。」

	2015 年 1 月 13 日 「勝利をめざす 2015 年新春の集い」 京都と関西の原告、避難者、弁護団、支援者さんらで、飲食を楽しみながら、横の繋がりを深める素晴らしい機会となりました。
	4 月 12 日 「原告団・弁護団学習交流会」 午前中は裁判の学習会、午後は担当の弁護士さんの近くに原告が座り、食事を楽しみながら、プライベートも含めて沢山のお話しが出来ました。お陰様で一気に距離が縮まり、今後も交流を深め皆の強い絆で裁判に立ち向かいたいと思いました。
	5 月 24 日 「ひだんれん（原発事故被害者団体連絡会）設立集会」が福島県二本松市で開かれ、京都原告団も参加を決め、代表者として管野千景さんに発言して頂きました。
	7 月 7 日 第３次提訴で新たに 11 世帯 31 名が原告になりました。 【川崎さん】 「第三次提訴原告の川崎です。福島県民ではなく茨城県民でありながら、また、行政発表が年間１ミリシーベルトに満たない地域とされながらも、この訴訟の原告になることができた者としての使命感から、3･11 直後に福島県と茨城県の県境で起こった事実を公的な文書にのこしておかなければと、第三次提訴に踏み切りました。尋問がおわり結審を迎え、いかなる判決が出ようとも避難生活は続きますが、このレセプションのように節目節目でお互いの労をねぎらいあいながら前を向いて歩んでいきたいと思います。本日はこのような場をつくっていただきありがとうございます。」

	8 月 1 日 京都原発裁判支援ネット結成 【吉田さん】 「京都地裁では、脱原発裁判として、原発賠償京都訴訟のほかに大飯原発差止訴訟もあります。私は差止訴訟の方の原告団事務局長ですが、ともに勝利をめざし、傍聴支援などで協力していくために「京都原発裁判支援ネット」をつくり、ホームページでの共同発信などをしてきました。賠償訴訟で起こってしまった事故の責任を取らせ、差止訴訟では二度と原発事故を起こさせないために、ともに奮闘しましょう。」
	8 月 29 日 陳述書の書き方説明会が西京区や向島、木津川等で開かれました。陳述書のフォーマットを見ただけでは気が付かない事も、弁護士さんと原告らのやり取りで「こんな事を書いても良いんだ～！」等の気付きがありました。担当の弁護士さんと原告の一対一でのやり取りとは違って、質問がしやすく、他の原告の話を聞く事で話が膨らみ、大変参考になったと大好評でした。
	2016 年 2 月 13 日 全国連（原発被害者訴訟原告団全国連絡会）が結成され、全国的な運動が始まりました。
	4 月 10 日 原告学習会「これから私たちの裁判はどうなるのか」と題して川中先生や鈴木先生、井関先生から裁判官の立場、今後の運動、LNT モデルの事、本人尋問の注意点等をお話し頂き、本人尋問に立つ原告らの不安な気持ちに応えて頂きました。後程、弁護士さんからはお話し頂きます。

	4 月 24 日 支援する会第２回総会で３名の共同代表が就任されました。後程、お話を頂きます。
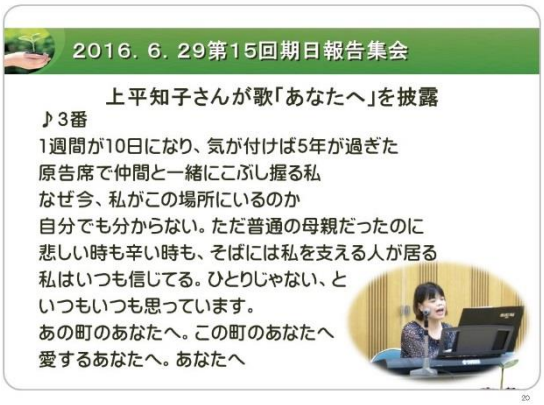	6 月 29 日 第１５回期日。報告集会で上平知子さんが避難者の思いを込めた歌「あなたへ」を披露されました。私達の気持ちを代弁して頂き嬉しかったです。これがその歌詞です。
	9 月 4 日 原告学習会。裁判長より全世帯が本人尋問に立つように要請されましたので、「本人尋問模擬法廷」が開催されました。沢山の質問が出て本人尋問に立つ大きな手助けになりました。
	9 月 全世帯証人調べに向けて、遠方からの証言原告の交通費補助のために「緊急カンパ」目標額 50 万円を呼び掛けました。

	9 月 18 日 「近畿訴訟団第４回交流会」開催。講師に京都訴訟の専門家証人である崎山比早子さんの「低線量被ばくによる健康被害」と題する講演を受けて、交流を深めました。
	10 月 「公正判決を求める署名」の要請の為の取組みを開始しました。 【中田さん】 「本日、公正判決署名延べ 141 団体 18,283 名を裁判所に提出しました。原発事故から６年半、いまや福島への帰還が当然という社会的風潮さえつくられようとしているなか、国と東電の責任を明らかにし避難の権利を裁判所に認めさせるための世論づくりとして始めた署名活動でした。京都の地域の労働組合や市民団体、教会などの団体要請にも取り組みました。そして思わぬ遠方から署名が届いたり、全国に裁判支援をしてくれる人たちがいることがわかり大きな励ましにもなりました。街頭行動でも数多くの署名が集まり元気づけられました。３万筆の目標達成をめざしてインターネット署名も始めました。あらためてみなさまに感謝を申し上げるとともに、あと少しのお力添えをいただきますようよろしくお願いします。」
	12 月 14 日 第 20 回期日から「原告本人尋問」が始まりました。代表世帯が１時間から２時間近くの長時間の尋問に準備も含めて奮闘しました。原告らの忘れかけた記憶の裏付けをとりながら、弁護団も奮闘して下さいました。イラストは、法廷の写真を撮れないので、堀江さんが本人尋問の様子を書いてくれたものです。

<table>
<tr>
<td> 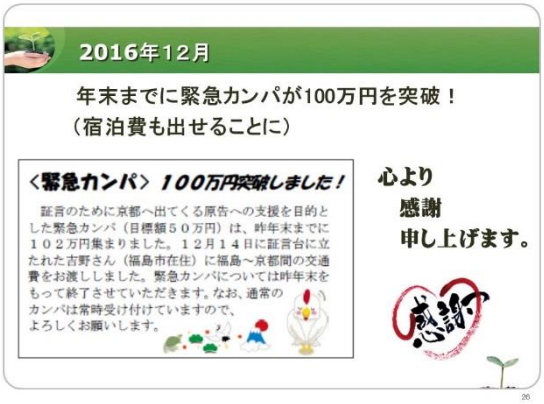
</td>
<td>12月年末までに「緊急カンパが100万円を突破」しました。
【上野さん】
「事務局の上野です。原告全世帯が証言台に立つことが決まった時、事務局として考えたのはさまざまな事情で福島に帰ったり、他県へ移住した原告さんのことでした。証言台に立つことだけでも精神的負担なのに、自分で交通費を負担までして京都まで出てくるだろうか？そこで、せめて交通費を補助しようと考え、昨年９月上旬に目標額５０万円の緊急カンパを呼びかけました。ところが田辺弁護士から「前日には担当弁護士と打ち合わせをする必要があります。宿泊費も何とかなりませんか？」と相談されました。幸い目標額は早々と達成しましたが、事情を訴えて年内一杯カンパを続け、最終的に１００万円を超える金額が集まり、遠方から証言に出て来る原告全員に交通費と必要な場合は宿泊費を支給することができました。この時ほど、京都訴訟の支援者の底力を感じたことはありません。」</td>
</tr>
<tr>
<td>
</td>
<td>2017年
1月27日第22回期日に専門家証人主尋問、2月17日第23回期日には専門家証人反対尋問が開催されました。主尋問を京都弁護団が担当し、関西弁護団が反対尋問を担当しました。</td>
</tr>
<tr>
<td> 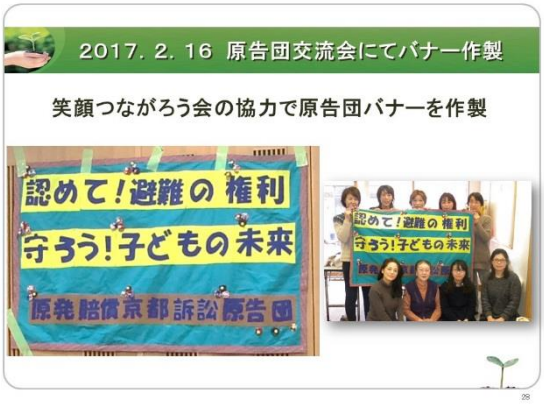
</td>
<td>「笑顔つながろう会」の協力を得て、「原告団のバナー」を皆で作りました。
【長谷川さん】
「避難者メインで行なっているお裁縫会で作りました。縁は会津木綿を使いましたが、あとは、地域の方からいただいた布を利用できればと、みんなでアイデアを出して作ったところから始まりました。文字は、単語ごとに一人ずつ担当して持ち帰って作りました。原告ではない避難者の方、地域の方みんなに応援してもらい、作りました。裁判の話題、想いを話しながら作ったことが印象に残っています。飾りの花は、原告集会の時に全員で付けてくださり、バナーが完成しました。」</td>
</tr>
</table>

	3 月 8 日 第 24 回期日。「原告本人尋問が再開」されました。 【小林さん】 「3 月に個人の各世帯の本人尋問が本格的に始まりました。で、私個人としては、最初は 4 月の予定だったんですけど、5 月の最後に尋問ということになりまして、それに向けて前に書いた陳述書の見直しとか、新たに福島の夫や父に自宅の線量等を測ってもらって、新たな証拠を集めたりしました。でもこの原発事故がなければ証言台に立つなんて本当になかったと思うんです。皆さん。だから本当に緊張、私も皆さんも本当に今終わってほっとしたと思います。それも皆さんのご支援があったからだと思います。ありがとうございました。」
	3 月 19 日～20 日 「福島現地・原告学習交流会」を郡山市で開催しました。 【吉野さん】 「磐梯熱海で開催された福島県内での原告の集いには、母子避難させている父親や既に帰還した方々が参加しました。京都での訴訟の動きを確認したり、現状についてのディスカッションや近況報告などが行われ、一体感を持って裁判に関わり続ける上でも良い取り組みとなりました。11 月には第２回が予定されています。」
	8 月 18 日 第 30 回期日の後、街頭署名活動をして英語・中国語でも訴えました。 【水田さん】 福島原発事故を教訓として、国と東電はきちんと被害に対しつぐないをして、責任を取ってほしいです。将来の世代にどのような環境を残したいのかを考えて行動に移すべきです。地球は一つしかない。海が繋がっています。原発事故は日本だけの問題ではありません。公正な判決を求める為に、もっともっと国際社会に発信し、多くの人々に関心を持ってほしいです。最後ひと言を中国語で言わせ頂きます。 「请求公正判决！承认避难的正当权利！」日本語は「公正な判決を求めます！避難の正当な権利を認めてください！」

	8 月原告団手記集『私達の決断』を原告自らが編集し完成し発売しました。 【井原さん】 「原告尋問終了から今日の結審迄、3 カ月ありましたので、私たちは陳述しきれなかったことを手記にまとめることにしました。スライドはその校正作業の様子です。弁護団の後押しを受け、支援の皆さんには全ての工程で手伝って頂き、お蔭様で出版に漕ぎ着けられました。校正作業中は勿論静まり返っていましたが、同時に原稿の内容に声を失っているとも思えました。それほど個々の原告の体験が驚くようなものでした。原発事故が起きるとどうなるのか、何故京都まで避難してきたのか、なぜまだ還らず避難し続けているのか、この本に書いてあります。皆さんには親しい方にこの本をぜひ見せてほしい、広めていただきたい、とお願いいたします。」
	みんなの思いを集めて勝利をめざそう！ 【萩原さん】 「京都訴訟の強みは大きく分けると 4 つあります。 一つ目。原告団にとっても弁護団にとっても未知の世界であった放射性物質問題である事を原告が自覚しました。担当弁護士さんに丸投げする事なく、積極的に証拠探しや陳述書作り、本人尋問の調書作りに関わった事。 二つ目。原告を始め皆の熱い思いに応えて、未知の世界に挑み続けて下さった弁護団の力強く暖かいお心とそのお力。 三つ目。様々な運動経験のある支援の会共同代表を始めとする支援者の皆様と事務局のお力。 四つ目。この裁判を自分事として捉え、様々なスタイルで応援し続けて下さっている非常に暖かい支援者の皆様のお心とその行動力。 それでは、今後とも公正な判決を求める署名と『私達の決断』の販売に御協力をお願い致します！！」